確定申告

2月17日(月)～3月17日(月)

2月17日（月）～3月17日（月）までは確定申告、住民税及び国民健康保険税の申告期間です。申告は、必ず期間内に済ませましょう。

確定申告とは

所得税は、毎年1月1日から12月31日までの一年間に生じた所得について、課税される税額を納税者自らが計算し、申告期間内に申告し、納税することとなっています。この申告を確定申告といいます。申告期間後に申告し、税が課税された場合には延滞税等がかかりますので、申告・納税は必ず期間内に済ませましょう。

確定申告が必要な方

○給与所得者（サラリーマン等）

・年間の給与収入が2，000万円を超える方

・給与所得、退職所得以外の所得の合計が20万円を超える方

・2か所以上から給料をもらっている方

・中途退職等で年末調整を行っていない方

○給与所得者以外の方

農業・漁業・自営業、地代・家賃、配当収入、不動産の売却等の所得があり、各種所得額の合計が、基礎控除や扶養控除等の所得控除の合計額を超える方

住民税・国民健康保険税の申告が必要な方

（確定申告を行った方は申告の必要はありません。）

築上町国民健康保険に加入している方及びその世帯主の方、18歳以上の被扶養者、保育所に入所もしくは入所希望のお子さんを扶養している方、町営住宅に入居している方、県等の進学奨励金を申請するお子さんを扶養している方等、各種証明書が必要になる方は必ず申告をしてください。

※申告を行っていない方には、所得に関する証明などの発行ができない場合があります。またその場合、国民健康保険税の軽減対象世帯であっても軽減措置が受けられません。

申告に必要なもの

・税務署から申告書の送付があった方は、その申告書

・印鑑

・給与所得・公的年金の源泉徴収票や、帳簿・預金通帳・領収書等、収入や経費の確認できる書類

・生命・損害・地震保険料の支払額証明、医療費の領収書等の所得控除用の書類

・税務署で申告を行う方は、社会保険料控除用の国民健康保険税納付証明、後期高齢者医療保険料納付証明、介護保険料納付証明（それぞれ税務課、住民課、福祉課で無料で交付しています。）

・住宅借入金等特別控除を受ける方は、住民票の写し・登記簿謄（抄）本・借入金の年末残高等証明書・売買契約書など取得価格、取得年月の確認できる書類

・税の還付がある方は、本人名義の預金通帳などの口座番号

・農業所得のある方は、収入金額及び必要経費の確認できる書類・領収書、25年中に農機具を購入した方は購入証明書

※事業所得（農業所得等）がある方は、必ず収支計算を行ってご来場ください。計算をしていない方は、各自で計算した後で申告をお受けします。

※医療費控除の申告を行う方も医療費の合計金額を各自で計算した後で、申告をお受けします。

会場での申告時間短縮のため、皆様のご協力をお願いします。

問い合わせ
行橋税務署（所得税・消費税・贈与税）
（23）0580
税務課　町民税係
（56）0300（内線215）

平成25年分　所得税確定申告・住民税申告　日程表

●椎田地区

月	日	曜日	受付時間	対象地区	会　場
2月	17	月	9：00～16：00	有安・上ノ河内 山添	有安農業集落センター
	18	火	9：00～16：00	福間・上り松 石堂・鬼塚	石堂公民館
	19	水	9：00～16：00	真如寺・小原	小原公民館
	20	木	9：00～16：00	極楽寺・上日奈古 下日奈古	上日奈古公民館
	21	金	9：00～16：00	上岩丸・下岩丸	下岩丸公民館
	24	月	9：00～16：00	宇留津	宇留津公民館
	25	火	9：00～16：00	西八田・今津	西八田公民館
	26	水	9：00～16：00	東八田	東八田公民館
	27	木	9：00～16：00	奈古・水原	葛城小学校 【夢広場】
	28	金	9：00～16：00	坂本・越路	役場本庁職員研修室
3月	3	月	9：00～16：00	湊南・湊北	役場本庁職員研修室
	4	火	9：00～16：00	東高塚	役場本庁職員研修室
	5	水	9：00～16：00	西高塚・峯原	役場本庁職員研修室
	6	木	9：00～16：00	椎田東・新開	役場本庁職員研修室
	7	金	9：00～16：00	椎田中・椎田西	役場本庁職員研修室
	10	月			
	11	火	9：00～16：00	椎田南・正毛田 臼田	役場本庁職員研修室
	12	水	9：00～16：00	指定日に来られなかった方	役場本庁職員研修室
	13	木			
	14	金			
	17	月			

●築城地区

月	日	曜日	受付時間	対象地区	会　場
2月	17	月	9：30～16：00	寒田	老人憩いの家 やまさと
	18	火	9：00～16：00	上・下深野 上・下香楽、峠	下城井公民館
	19	水	9：00～16：00	袈裟丸・赤幡	下城井公民館
	20	木	9：00～16：00	安武	下城井公民館
	21	金	9：00～16：00	小山田・広末	旧小山田 小学校校舎内
	24	月	9：30～16：00	櫟原・上本庄 下本庄・伝法寺 松丸	上城井公民館
	25	火			
	26	水	9：00～16：00	弓の師・船迫 南別府	役場築城支所 ２階
	27	木	9：00～16：00	下別府	役場築城支所 ２階
	28	金			
3月	3	月	9：00～16：00	上別府	役場築城支所 ２階
	4	火			
	5	水	9：00～16：00	東築城・下築城	役場築城支所 ２階
	6	木			
	7	金	9：00～16：00	上築城	役場築城支所 ２階
	10	月			
	11	火	9：00～16：00	指定日に来られなかった方	役場築城支所 ２階
	12	水			
	13	木			
	14	金			
	17	月			

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書などが作成できます!

確定申告 で 検　索 クリック

確定申告の時期は、毎年、申告相談会場が大変混雑します。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、所得税・消費税・贈与税の申告書などをご自宅等のパソコンで作成することができます。

作成が終わったら

インターネットで送信!

e-Tax

国税電子申告・納税システム

e-Taxならこんなにいいこと

①作成コーナーから電子申告

②添付書類の提出省略

③還付金がスピーディー

※　e-Tax をご利用になる場合は、電子証明書を取得し IC カードリーダライタを購入するなど事前の手続きが必要です。

どちらの方法も可能です。

印刷して郵送等で提出!

書面提出

申告書等のデータを印刷して、添付書類と一緒に郵送等で提出!

確定申告書等作成コーナー及びその利用のためのパソコン操作等に関するお問い合わせは、
「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（☎0570-01-5901（ゴクゼイ））へお問い合わせください。
ヘルプデスクの受付時間　月曜日～金曜日　午前９時から午後５時まで（祝日等及び 12 月 28 日～1 月５日を除きます）。
※　確定申告期間中の受付時間については、e-Tax ホームページで確認してください。
　　お電話の際は、お間違いのないよう十分にご確認の上、おかけください（通話料金は、全国一律市内通話料金です）。

復興特別所得税の申告が始まります

平成２５年から４９年までの２５年間、復興特別所得税が上乗せ課税されることになりました。復興特別所得税は右記のように計算します。

復興特別所得税
＝　その年の所得税額（基準所得税額）×2.1%

平成２６年１月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

⇒個人で農業や営業や不動産貸付等を行う全ての方に記帳と帳簿書類の保存が必要となります。

※所得税の申告の必要がない方も対象となります。

記帳する内容　売上げなどの収入、仕入れや経費について、取引年月日や金額等を帳簿に記載します。

帳簿書類の保存　帳簿のほか、請求書・領収書などの書類を整理して保存する必要があります。

※詳細は国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）をご利用いただくか、最寄りの税務署までお問い合わせください。